

「あんばい ええまち かわにし創生総合戦略」の策定 における基本的な考え方

1 国における総合戦略の策定

国においては、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みやすい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが、喫緊の課題であるとして、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号。以下「創生法」という。）が制定されたところである。

そして、創生法に基づき、人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び今後 5 か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を決定し、東京一極集中の是正、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、地域の特性に即した地域課題の解決の 3 つの視点を基本に、まち・ひと・しごと創生に総合的に取り組むこととしている。

2 地方版総合戦略の策定

一方、地方自治体においては、創生法に基づき、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案しつつ、人口の現状と将来の展望を提示する人口ビジョン及び今後 5 か年の目標や基本的方向、具体的な施策をまとめた「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定が努力義務として求められているところである。

3 川西市における総合戦略の策定

本市は、大阪、神戸などの大都市近郊のベッドタウンとして、民間の大規模団地の開発によって急速に発展してきたという都市の特性から、県下の他市町よりも急速に高齢化が進行するという状況がある。

また、昭和 50 年代初頭から積極的にコミュニティ施策を進めてきた結果、ほぼ全地域の概ね小学校区において、コミュニティ推進協議会が結成され、それぞれの地域において、個性的で自立的な地域づくりが行われているという強みがある。

こうした背景も踏まえ、第 5 次総合計画においては、住民の幸せをまちづくりの目標と定め、いかに住民が幸福を感じ、住みやすいまち、住み続けたいまちとして実感できるかを念頭において、施策の重点化を進めており、とりわけ、住民自治を基盤とするまちづくりを具現化するため、地域に一定の権限と財源を移譲する地域分権制度を創設した。

さらに、戦略的な情報発信を行うべく専任の組織を設置し、ふるさと川西の魅力の創造と内外へのアピールを積極的に展開しているところである。

「あんばい ええまち かわにし創生総合戦略」は、こうした本市の歴史的な背景や優れた地域力など本市の特性を踏まえて策定するとともに、市民や事業者、各種団体など、まちづくりの様々な主体が連携・協働して、持続的な川西を創造するための指針と位置付けるものである。